

選挙人名簿の対照

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)

(投票所における投票)

第四十四条 (略)

2 選挙人は、選挙人名簿又はその抄本(当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。)の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 (略)

○公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)(抄)

(選挙人名簿の送付)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、投票所を開く時刻までに、各投票区の投票管理者に、その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本(当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。)を送付しなければならない。

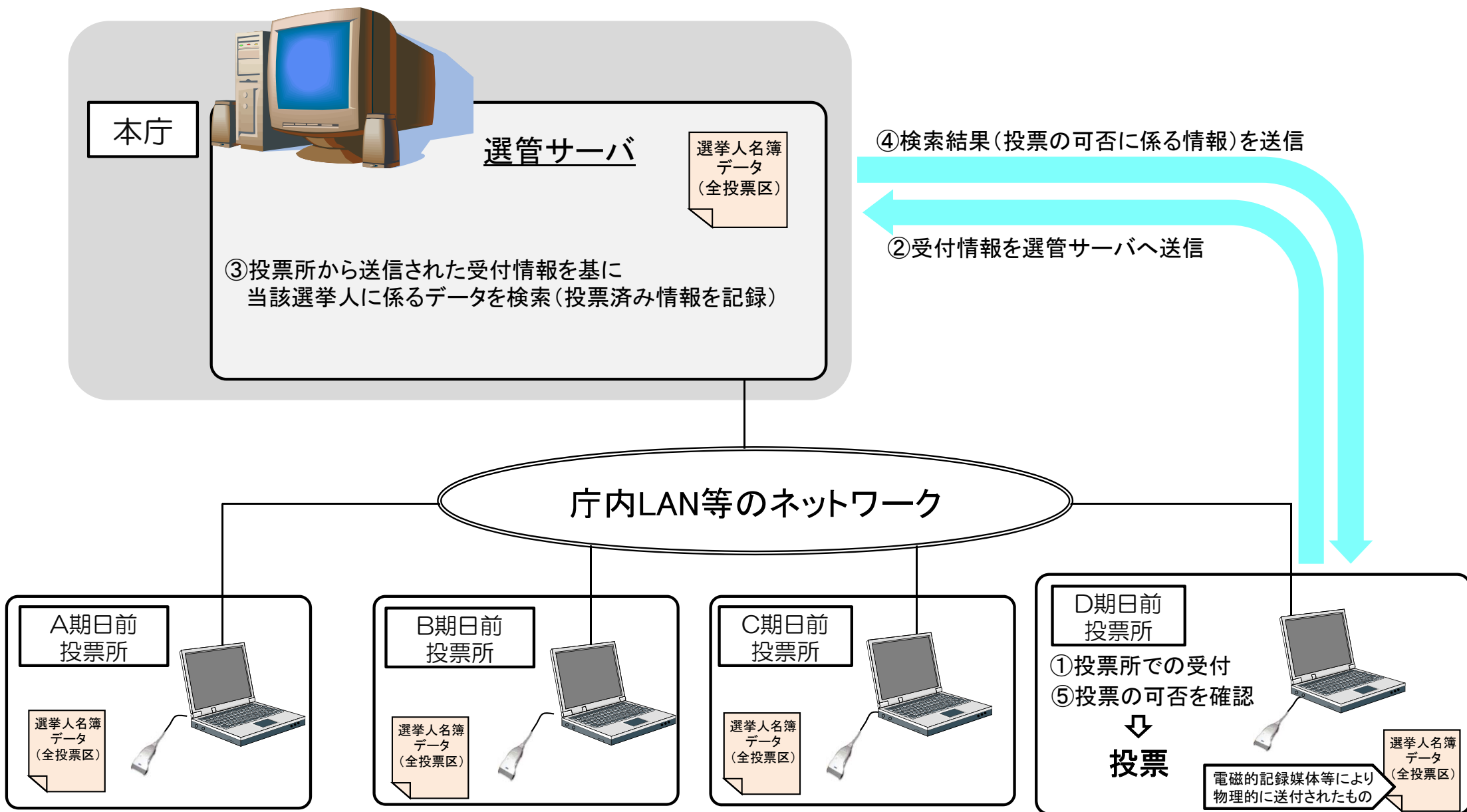
2 (略)

➡ オンラインによる名簿対照を行うことはできないとされている。

期日前投票における選挙人名簿の対照

- 当日投票と同じ規定（公選法44条、公選令28条）が適用される。
 - ➡ オンラインによる名簿対照は不可
- 期日前投票所を複数設けた場合、（対象地域を限定しなければ）選挙人はどの期日前投票所でも投票できる。
 - ➡ 二重投票防止の必要性
- 選挙人の投票済み情報を各期日前投票所間で共有する必要がある。
 - ➡ 補助的に、オンラインにより、投票済み情報を各期日前投票所間で共有することはできるとされている。

期日前投票における選挙人名簿対照のオンライン化



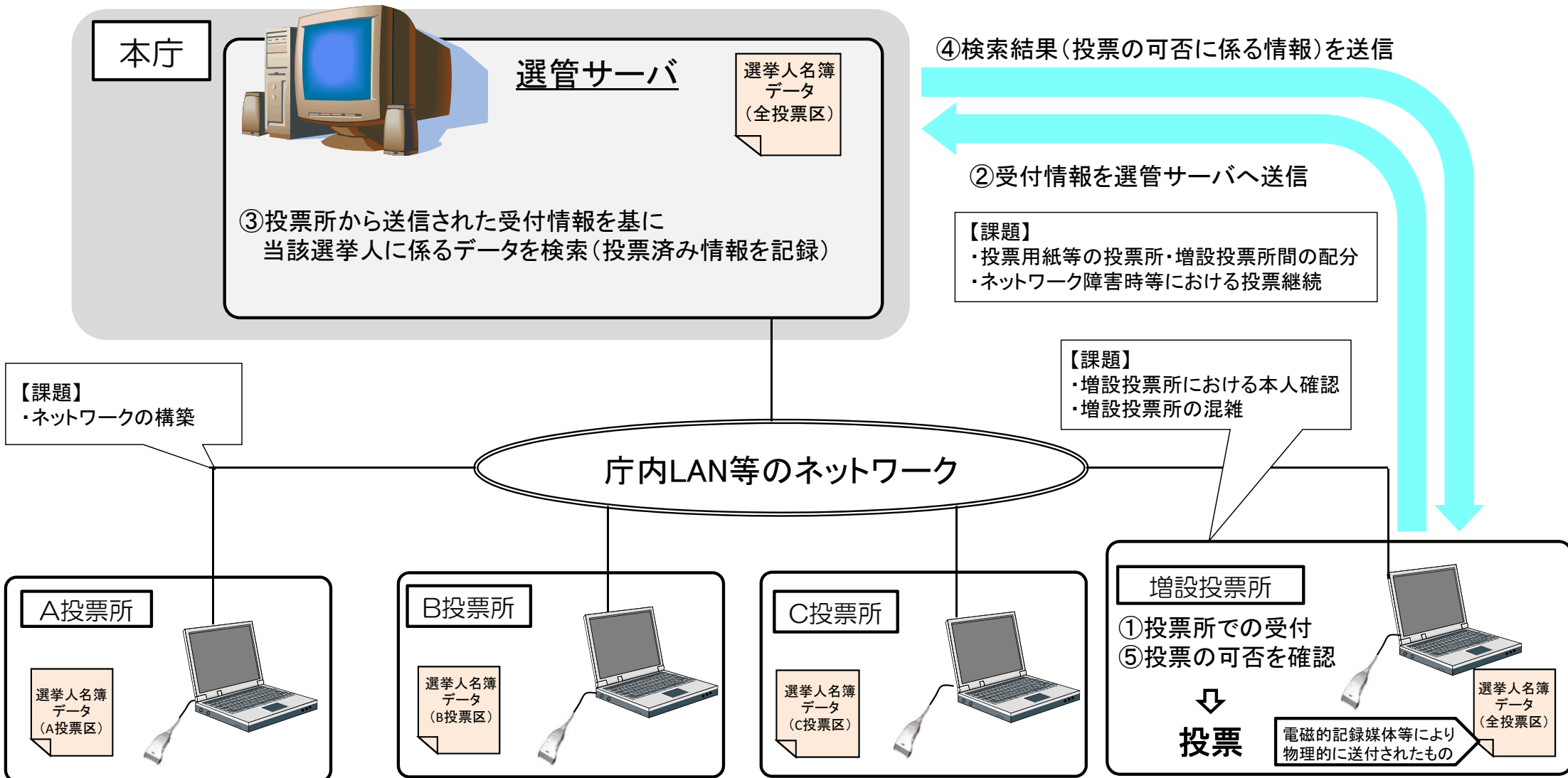
選挙当日における投票区外投票

- 期日前投票においては、駅構内や商業施設など頻繁に人の往来がある施設に期日前投票所を設置することで、投票率の向上など効果を上げている例が見られる。
- 選挙当日においても、既存の投票区にとらわれず、選挙人にとって利便性の高い場所に柔軟に投票所を増設することができるようにしたり、いずれの投票区の投票所でも投票できるようにしたりすることで、投票環境や投票率の向上を図ることができないか。
- なお、上記の実現に当たっては、二重投票を防止するために、関係投票所間で、選挙人の投票済み情報を共有する体制を構築することが不可欠である。

選挙当日における投票区外投票（投票所を増設する場合）のイメージ

【メリット】

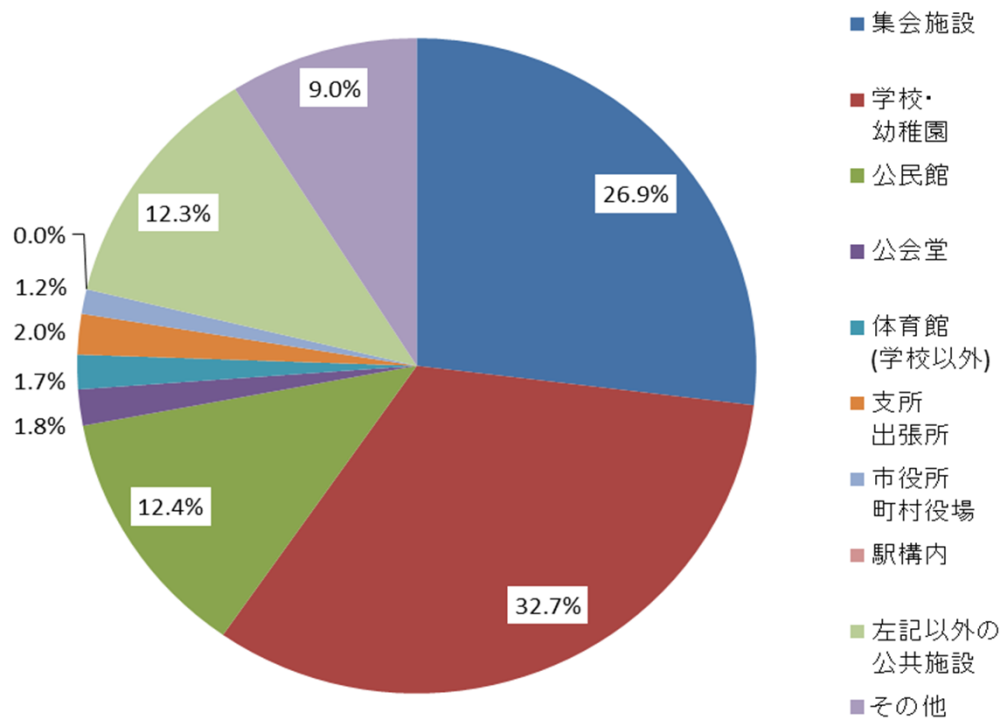
- ・頻繁に人の往来がある施設に投票所を設置することで、投票率の向上が見込める。
- ・投票率が順調に推移している期日前投票所を、選挙当日も引き続き投票所として使用することができ、期日前投票の利便性を選挙当日においても享受することができる。



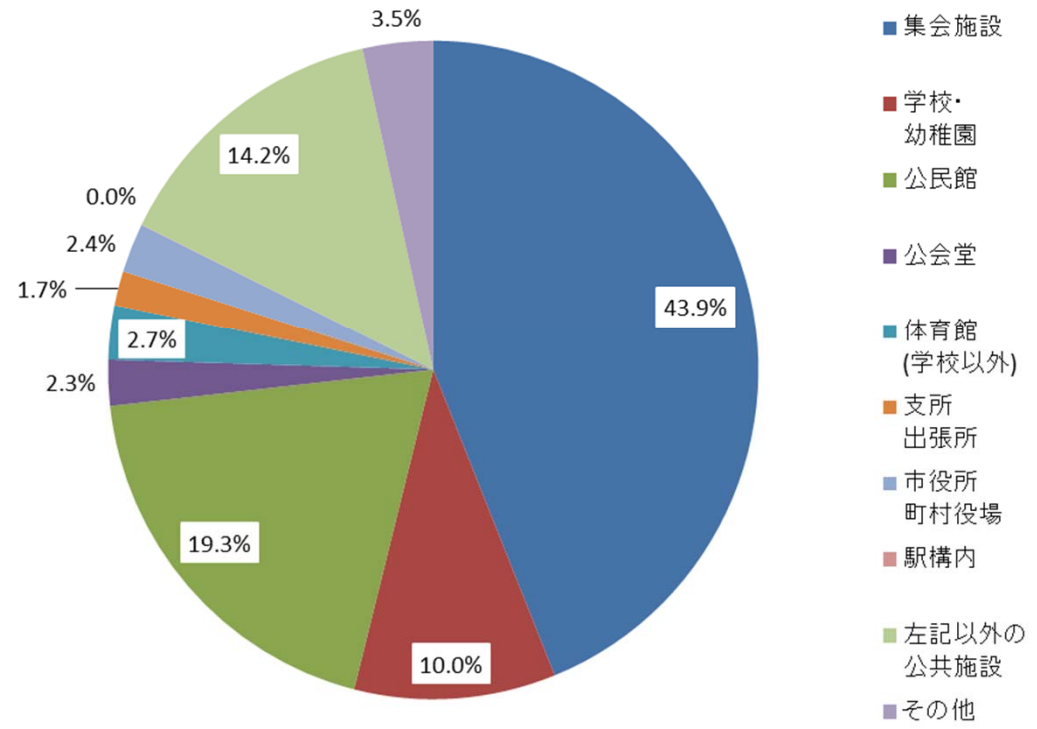
当日投票における投票所の使用施設

区分	投票所数	投票所数の内訳									
		集会施設	学校・幼稚園	公民館	公会堂	体育館(学校以外)	支所出張所	市役所町村役場	駅構内	左記以外の公共施設	その他
市区	38,220	10,288	12,516	4,742	680	648	763	463	2	4,684	3,434
町村	10,557	4,635	1,057	2,039	238	282	180	255	2	1,500	369
計	48,777	14,923	13,573	6,781	918	930	943	718	4	6,184	3,803

市区



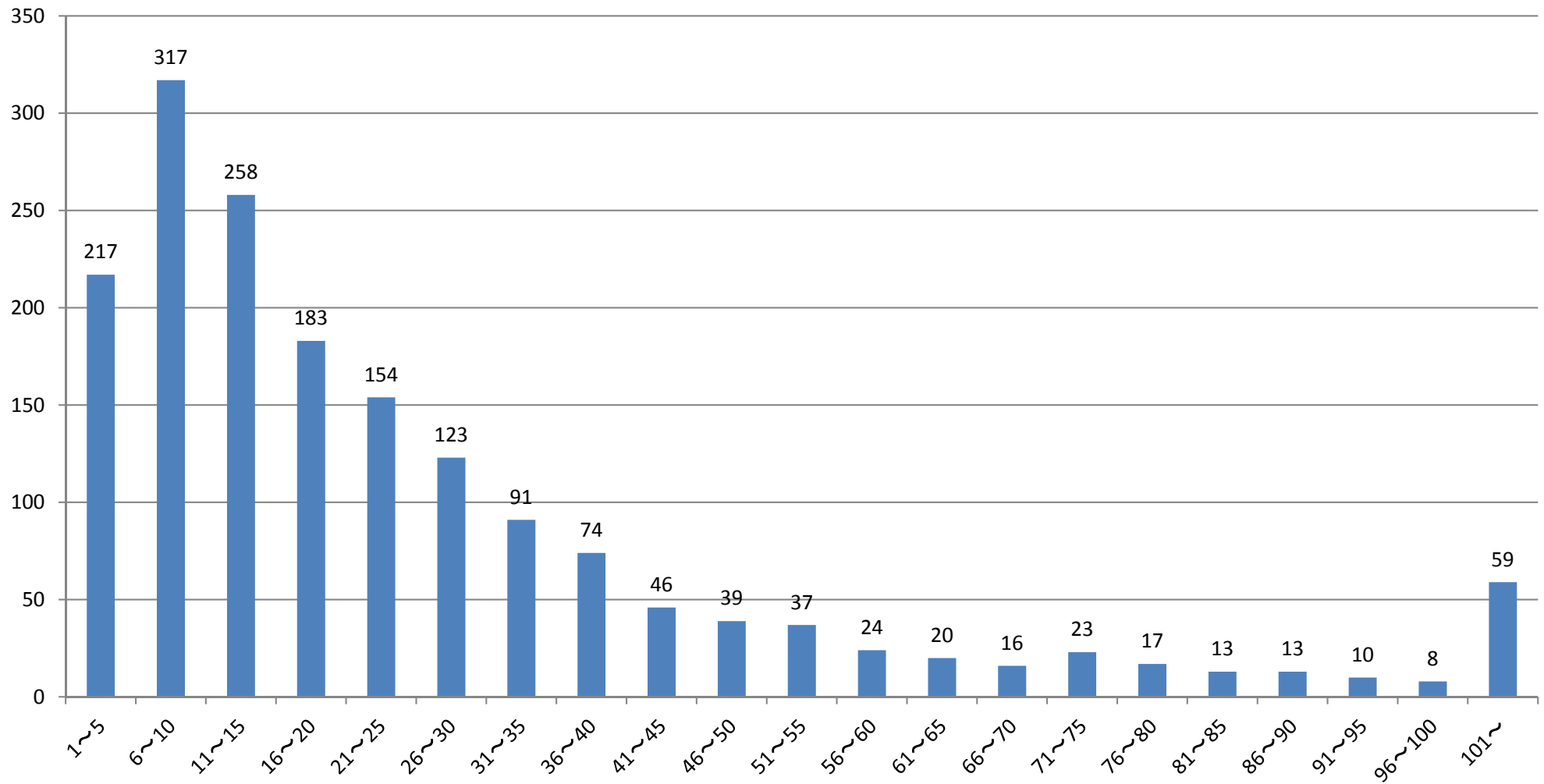
町村



当日投票における投票所数ごとの団体数の分布

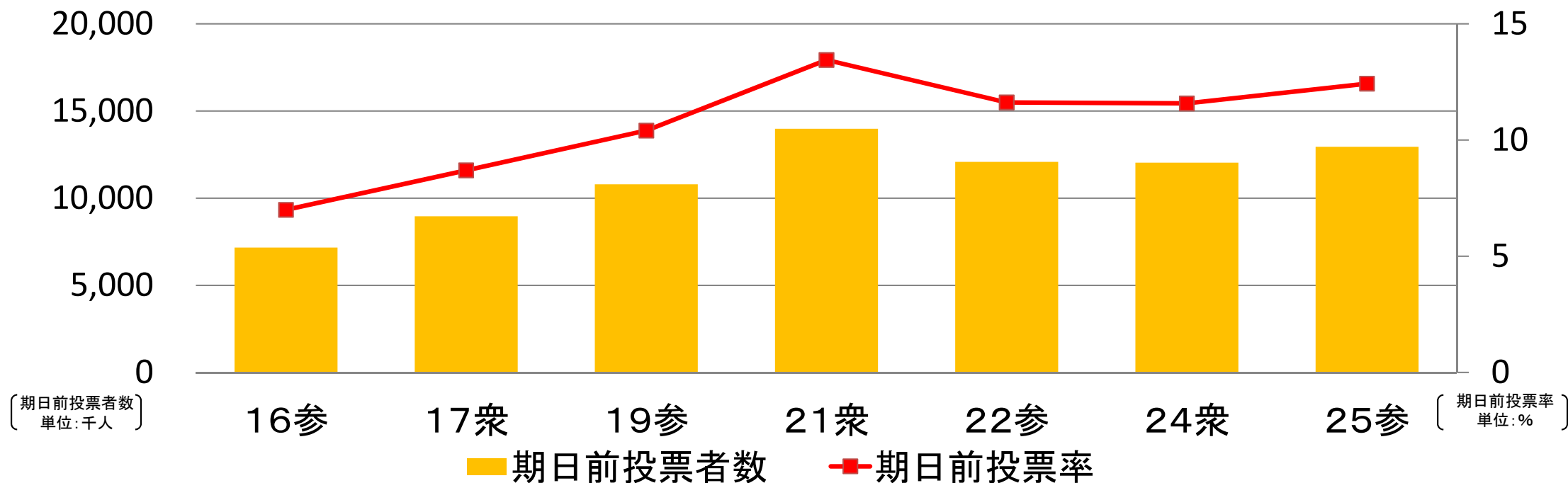
※平成25年7月21日執行参議院議員通常選挙に係るもの

(団体数)



(投票所数)

期日前投票者数等の推移について



	期日前投票所数	選挙当日有権者数 (人)	投票者数 (全体) (人)	投票率 (%)	期日前投票者数 (人)	期日前投票率 (%)
		A	B	B/A	C	C/A
25参(H25.7.21)	4,801	104,152,590	54,798,927	52.61	12,949,995	12.43
24衆(H24.12.16)	4,755	103,959,866	61,669,475	59.32	12,038,237	11.58
22参(H22.7.11)	4,642	104,029,135	60,255,670	57.92	12,085,636	11.62
21衆(H21.8.30)	4,572	103,949,441	72,019,655	69.28	13,984,085	13.45
19参(H19.7.29)	4,519	103,710,035	60,813,926	58.64	10,798,737	10.41
17衆(H17.9.11)	4,451	102,985,213	69,526,624	67.51	8,962,911	8.70
16参(H16.7.11)	4,486	102,507,526	57,990,757	56.57	7,171,390	7.00